
損害賠償の経済分析

浜田宏一 著



東京大学出版会

損害賠償の経済分析

浜田宏一 著

東京大学出版会

著者略歴

はま だ こういち
浜田 宏一

1936 年 東京に生まれる

1958 年 東京大学法学部卒業，1960 年同経済学部卒業

1965 年 イェール大学大学院経済学科卒業 (Ph. D 取得)

現 在 東京大学経済学部助教授

主要著書 『経済成長と国際資本移動』 (1967 年，東洋経済
新報社)

『金融』 (共著，1972 年，岩波書店)

損害賠償の経済分析

〔東京大学産業経済研究叢書〕

1977 年 3 月 30 日 初 版

1979 年 5 月 20 日 第 2 刷

検 印
廃 止

© 著 者 浜 田 宏 一

発 行 者 加 藤 一 郎

発 行 所 財団法人 東京大学出版会

113 東京都文京区本郷 東大構内 電話 (811) 8814・振替東京 6-59964

精興社印刷・複製本

3033-40826-5149

は し が き

交通事故，公害そして欠陥商品による事故は，現代社会において頻発する現象であり，また多くの深刻な社会問題をひき起こしている現象である．不法行為法にもとづく損害賠償制度は，公害や事故によって生じた損害をだれに負担せしめるべきかに関するルールを定めるものである．不法行為法は，もちろん直接には裁判官に対する規範として，個々の紛争解決の指針となることはいうまでもないが，それと同時に，個々の経済主体が，裁判所によってあるルールが適用されることを認識して行動することを通じて，人々の経済行動に大きな影響を及ぼす．したがって，交通事故，公害，そして欠陥商品に関する損害賠償制度のあり方は，国民経済における資源配分や所得配分に密接な関係をもっている．

そもそも資本主義社会においては，価格機構が資源配分に重要な役割を果たしているが，価格機構がうまく機能するためには，不測の，あるいは予期しうる損害が生じたときに，その損害をどの経済主体が負担するかについてのルールが適切に決まっていることが不可欠である．それゆえ，損害賠償ルールのあり方は，価格機構の機能と限界を究明しようとする経済学の立場からもきわめて重要な問題なのである．

そこで，当然“日本の現行の損害賠償制度の経済的機能を経済学の観点からみたらどのようなになるか”，“損害賠償制度の経済的機能を判断する際には，どのような理論的枠組を適用したらよいか”，“不法行為法の裁判所での具体的適用のあり方，そしてそれをたすける解釈論は十分に損害賠償ルールの経済的機能を認識して行われているか”といった疑問が生じてくるであろう．この小著は，このような問いに答えようとする一つの試みにほかならない．すなわち，法や制度の経済的機能を分析するための理論的枠組を提出し，またそのために必要な経済学の基礎知識を説明するとともに，社会的に重要性の高い交通事故，公害，欠陥商品などの具体的事例にそくして損害賠償ルールの経済的役割を明らかにしようとするものである．

したがって、本書はまず、価格機構を支えるルールの役割に興味をもっておられる経済学の研究者・学生の方々を読者として想定している。それと同時に、法の社会的機能、経済的機能に興味をもっておられる法学の研究者・学生の方々にも読んでいただけるように、経済学の基礎概念をできるだけ平易に解説するようにつとめた。そして、できるならば、損害賠償制度に関する立法や法改正にたずさわっておられる行政官、紛争解決の活動を通じて日々刻々と損害賠償ルールの形成に関与しておられる司法官、弁護士その他法曹関係者等の方々にも本書を読んでいただきたいと願うものである。もちろん、具体的な訴訟やその他の紛争処理において第一義的に重要なのは個々の紛争の解決であり、被害者の人権の保障、被害の救済であることはいうまでもない。しかし、それら具体的な紛争処理の活動が、社会全体にどのような総体的な影響をもつかについても、多くの方々に認識をもっていただくことが必要であると考えからである。

読者の中には、交通事故、公害、欠陥商品などによる犠牲者が、きわめて深刻な被害をうけていることを考えると、本書のようなグローバルな、経済的な接近方法は迂回的にすぎるという印象をもつ方がおられるかもしれない。たしかに、公害や事故によって限界状況に立たされている被害者の人間性を回復するためには、訴訟、市民運動等による個々の救済、個々の権利獲得活動が不可欠であり、個々の法的救済が先決問題であることはいうまでもない。そして、多くの場合において、法解釈学がそのような活動を助けていることも明らかである。筆者は、そのような個々の紛争解決活動と、法解釈学の重要性を十二分に認識するものである。本書は、経済的かつグローバルな視点を導入することによって、以上のような活動と法解釈学の機能を、ごく部分的にはあるが補足しようとするささやかな試みにすぎないのである。しかも、グローバルな視点から、効率性のみならず所得分配の公正概念を論ずることが、究極的には被害者のシビル・ミニマムの回復と密接な関係をもっていることも明らかとなるであろう。

筆者にこのような損害賠償制度にかかわる法と経済との接点についての関心を喚起してくださったのは、同僚の中村貢教授であった。その後、1971年から

73 年にかけてマサチューセッツ工科大学経済学科にアメリカ学術振興会のフェローとして滞在中、Peter A. Diamond 教授の法と経済に関するセミナーに参加したことが、法と経済の境界領域における不確実性の厚生経済学の応用に興味をもつきっかけとなった。経済学的な議論の枠組によって日本の現行法制を整理してみるとどのようなようになるのか、また日本の損害賠償制度は法の経済分析の領域にどのような新たな問題を提供するのだろうか、といった疑問にもとづいてまとめたのが次のような研究論文であった。

「損害賠償制度の経済的側面—交通事故—」『経済学論集』第 39 巻第 3 号, 1973 年 10 月, pp. 13-37.

「同一製造物責任—」同誌, 第 40 巻第 1 号, 1974 年 4 月, pp. 34-62.

「同一公害—」同誌, 第 40 巻第 4 号, 1975 年 1 月, pp. 91-114.

“Liability Rules and Income Distribution in Product Liability,” *The American Economic Review*, Vol. 66, No. 1, pp. 228-234.

また、以上の論文内容を一般向け解説としてまとめたものに、以下の論文がある。

「自動車事故・大気汚染の法と経済」『経済評論』1975 年 2 月, pp. 26-41.

「法と制度の経済分析」『季刊現代経済』No. 24, 1976 年秋, pp. 76-90.

本書は、以上の諸論文をもとにほとんど原型をとどめないまでに再構成しなおし、また経済学の専門家以外の方々にもできるだけ理解しやすいように、法と経済の分析に必要な価格理論の入門的な解説をつけ加えてできたものである。法学と経済学の境界領域に目を開いて下さった両教授と、本書のような形での再録を許可して下さった諸雑誌の編集者にお礼を申し上げたい。

・ 研究対象が法学と経済学の境界領域にわたるため、筆者は多くの法学者からさまざまな形での御教示をいただいた。多忙な時間をさいて筆者の素朴な疑問に答えて下さった、弁護士宮原守男氏および竹内昭夫・森島昭夫・山田卓生・六本佳平の諸教授にお礼を申し上げたい。また、筆者が東京大学法学部在学時代から御指導いただいている片岡輝夫教授、社会科学全般について広い見地からの御教示をいただいている川島武宜教授、そして拙論に対する有益なコメントとともに本書の出版に関するお世話をいただいた加藤一郎教授、これら三先

生の学恩に対して心から感謝の意を表したい。とくに平井宜雄教授は、本書の編集上のリーダーとしての役割を果たして下さり、本書のもとになった拙論を読んでそこに含まれる法学上の誤りや問題点を詳しく御指摘いただいた。筆者の力の及ばなかったがために、せっかくの御教示を十分に消化することができず、いぜんとして誤りのまま残されている点もあるのではないかと恐れるものであるが、その責任はいうまでもなく筆者自身にある。平井教授の御労苦と御親切に対して厚くお礼を申し上げたい。

また、マサチューセッツ工科大学への留学の機会を与えて下さったアメリカ学術振興会 (American Council of Learned Societies)、部分的に研究費の援助をいただいた東京経済研究センター、研究費と出版助成をいただいた東京大学経済学振興財団に感謝の意を表する。最後に、索引の作成に協力いただくとともに草稿に対するコメントを寄せられた中島巖氏 (元東京大学大学院生)、終始激励を怠たらず、編集上の適切な助言をいただいた東京大学出版会の大瀬令子さんにも心からお礼を申し上げたい。

1977年1月

浜 田 宏 一

目 次

はしがき

序 章

1. はじめに 3
2. 本書の構成 10

第Ⅰ章 近代経済学の基礎概念

1. 法学と経済学 13
2. 価格理論の概要 16
3. 社会厚生判断基準 27

第Ⅱ章 法と制度の経済分析——その基本的枠組——

1. 司法制度の目標 37
2. 事故費用低下の手段——市場的抑止と規制的抑止—— 43
3. 市場的抑止のための原理——コーズの定理と最安価損害回避者—— 47
4. 損害賠償制度に関する共通の誤謬 56

第Ⅲ章 交通事故

1. 自動車事故の現状 61
2. 現行のわが国の法制 64
3. 現行法制の経済的評価 68
 1. 効率性 68
 2. 所得分配の公平性 72
 3. 紛争処理上の費用の低減 76

第IV章 公 害

1. 公害現象の特徴	81
2. 現行法制とその運用	84
3. 公害賠償責任の経済的分析	90
1. 複数汚染源の問題	93
2. 蓋然的因果関係	102
4. 公正概念と環境権論争	107

第V章 欠陥商品——製造物責任——

1. 製造物責任の特徴	117
2. 現行法制とその運用	121
3. 製造物責任の経済分析	126
1. コーズの定理	127
2. 価格転嫁の効果	129
3. 最安価損害回避者の原理	136
4. 損害賠償ルール of 経済的正当化	140
〔補 論〕 損害賠償ルールのゲーム論的分析	149
1. 事故の損害賠償ルール	149
2. 非協力ゲームとしてみた損害賠償関係	155
3. 製造物責任と価格転嫁	162
4. 極端な市場的抑止	168

結 び	173
-----	-----

索 引	183
-----	-----

損害賠償の経済分析

序 章

1. はじめに

司法制度は、社会における利害対立、紛争の解決のための手段の体系であるといえよう。ところで、経済的利害対立、経済的紛争は、社会におけるもっとも基本的な利害対立、紛争の一つであるから、司法制度のあり方は、われわれの経済活動と密接なかかわりあいをもっている。

経済紛争が生じた後における法的解決のあり方が、当事者間の利害調節や被害者の救済に大きな機能を果たすことはいうまでもない。しかも、それと同時に、経済活動に関連する法領域での成文法、判例法のあり方が、紛争の生ずる以前に経済活動に影響を及ぼし、国民経済における資源配分や所得分配に影響を及ぼすのである。とくに損害賠償制度は、私人間の不法行為責任¹⁾を対象とするものであるが、なかでも現代社会の大きな問題である交通事故・公害・欠陥商品などによって生ずる損害をどの経済主体が、いかなる条件の下で負担するかを定めるものである。損害賠償に関してどのような立法がなされ、それが裁判官によってどのように適用され、そしてそれが示談など裁判以外の紛争解決に

1) 損害賠償責任は、通常不法行為や債務不履行によって生ずるが、本書でとりあつかうのは主に不法行為による損害賠償責任とそれに類する、たとえば自動車損害賠償保障法による、損害賠償責任である。ただし、製造物責任の場合には第V章でみるように、損害賠償責任を債務不履行として論理構成する場合がないではない。不法行為責任と契約責任との関係については、加藤一郎『不法行為』（増補版）法律全集、有斐閣、1974年、p. 46以下、参照。

どのように反映されるかによって、われわれの経済活動はさまざまな影響を受ける。

たとえば、交通事故に関する自動車損害賠償保障法や民法の規定いかんが、交通事故が発生してからの加害者・被害者相互間の利害調節に影響を及ぼすことはいうまでもない。しかし、それとともに自動車保有者の行動に影響を及ぼして事故発生率を左右し、あるいは自動車保有のインセンティブに変化を与えて、自動車の生産に向けられる資源の配分を左右する可能性も大きい。公害の発生源である企業がどのような損害賠償責任を負担するかによって、公害被害者の救済の程度が異なるのはいうまでもないが、それと同時に、損害賠償責任に関するルールそのもののあり方が、公害をもたらし可能性のある財の生産量や、公害の発生量に影響を及ぼすことも明らかである。また、欠陥商品に関する損害賠償責任、すなわち製造物責任が企業にどれだけ課せられるかによって、事故が発生した後での消費者と生産者の利害が左右されることはもちろんである。そのみならず、製造物責任に関する法制のあり方が、企業の事故抑制努力に影響を与え、商品の価格や生産量に影響を与えることによって、国民経済全体の損害抑制、資源配分、所得分配に影響を及ぼすのである。

一般に、法現象の経済的側面の分析は、独占禁止法の研究を中心とする経済法の分野を別にすれば、未だその数が少ない。そしてこの傾向は、わが国に関してはとくに顕著であるように思われる²⁾。筆者のよりよく知っているはずの経済学者側の論稿としても、中村貢氏の開拓的論文³⁾、活動分析を消費行動に適用して製造物責任を論じた宮沢健一氏の論文⁴⁾、大阪空港の公害訴訟第一審

2) 法現象とくに損害賠償制度の経済的機能に言及する法学者の側の論稿として、田辺公二「米国民事訴訟の経済的背景—損害賠償訴訟を中心として—」『民事訴訟の動態と背景』弘文堂、1964年；森島昭夫「民事責任と交通事故の抑止」『現行法制と交通事故の抑止力』日本交通法学会、交通法研究 No. 2、有斐閣、1972年；同「損害賠償ルールに関するカラブレジ理論」『私法学の新たな展開』（我妻先生追悼記念論文集）、有斐閣、1975年；田中英夫・竹内昭夫「法の実現における私人の役割」『法学協会雑誌』第88巻、第5・6号、1971年、以降；平井宜雄「法政策学序説」『ジュリスト』No. 613、1976年6月、以降。

3) 中村貢「公害に対する無過失責任と社会的コスト—公害の損失補償、防止対策コストの負担は如何にあるべきか—」『ジュリスト』No. 471、1971年2月1日号；同「公害補償と適正費用負担—経済の論理と法律の論理の接点をめぐって—」『社会科学の方法』御茶の水書房、Vol. 4、No. 8、1971年8月号。

4) 宮沢健一「消費者主権の理念とその実現条件」『季刊現代経済』No. 15、1974年12月。

判決を経済学の立場から考察した岩田規久男氏の論文⁵⁾等を数えるにすぎない⁶⁾。

元来、法学者、なかでも解釈法学者は、紛争が生じた後での事後的な解決をいかに公正に、しかも成文法・判例法の体系と矛盾なく斉合的に行なうかという問題と、その論理構成とに興味を集中し、法や制度のあり方が、ある社会における資源配分や一般的な所得配分に与える効果については、副次的な興味しか持ち合わせていないことが多い。そして、大陸法の影響の強かったわが国において、この傾向はいっそう強かったように思われる。

他方、経済学者とくにいわゆる近代経済学者は、制度を与件とした上での資源配分に興味を集中し、資源配分をつかさどる価格機構を支え、あるいは補完している制度的なルールそのものに対しては従来あまり注意を払わなかったきらいがある。したがって、法と経済との関係は、外国においても最近にいたるまで比較的なおざりにされていた。

しかしながら、経済生活に関するルールの如何は、資源配分にも所得配分にもさまざまな影響を及ぼすので、ルールの問題を無視して経済分析を行なうことは経済分析の成果を一面的なものにする危険性をはらんでいる。一方、法の経済活動に及ぼす効果を軽視して、立法や法の適用を行なうことも望ましくないであろう。近年アメリカにおいて法学と経済学との境界領域に対する法学者ならびに経済学者の関心が高まってきたのも、その意味では当然のことであろう。アメリカ・ロー・スクール協会 (American Association of Law Schools) とアメリカ経済学会 (American Economic Association) は1966年、法律家と経済学者に共通する問題を考察するための共同委員会を結成し、1968年スタンフォード大学において法学者、経済学者によるシンポジウム「製造物責任……経済分析と法」を開催した⁷⁾。また、イエール大学の法学者クラブレジは

5) 岩田規久男「損失補償の経済的側面」『経済学論集』近刊。

6) なお、『季刊現代経済』No. 24, 1976年9月は、「法と経済」の特集号で、法学者・経済学者双方の論稿を掲載している。

7) その際に報告されたマッキーン (経済学) の展望論文、ブキャナン、ドーフマン (ともに経済学) のコメント、クラブレジとバス、ギルモア (いずれも法学) のコメントは、“Symposium—Product Liability: Economic Analysis and the Law,” *The University of Chicago Law Review*, Vol. 38, No. 1, Fall 1970, に収録されている。以下これを“Symposium”と略称する。

1970年に、『事故の費用—法学的経済学的分析—』⁸⁾をあらわし、自動車事故の社会的費用の問題を、近代経済学における経済政策の基礎理論であるところの厚生経済学を駆使して理論的に分析した。

シカゴ大学ロー・スクールは、1958年から、雑誌 *The Journal of Law and Economics* を発刊しており、編集者であるコースの古典的問題作「社会的費用の問題」⁹⁾をはじめとして、法と経済の境界領域の研究の多くがこの雑誌に掲載されてきた。1972年、同ロー・スクールのポズナーは、新たに *The Journal of Legal Studies* を発刊したが、この雑誌の目的は「法と法律制度に関する理論的・実証的・学際的研究を掲載する」ことにあるとうたっている。ポズナー自身から聞いたところでは、この二つの雑誌のうち、前者が独占禁止法・産業組織論にやや力点を置くのに対して、後者は損害賠償ルールや訴訟のプロセスの分析等の、近來新しく発展した分野に傾斜しているという。このようなニュアンスの差はあるにせよ、両雑誌の編集部がシカゴ大学のロー・スクールに置かれていることは、後述するようなシカゴ学派の伝統との関係で興味あるところである。ポズナーはまた、法学徒のための経済学の入門的教科書として『法の経済分析』¹⁰⁾を著わしており、同書は法と経済の境界領域のトピックをほとんど網羅的に解説しているといえよう¹¹⁾。

筆者は、アメリカにおいてなにゆえ法学者が経済学との境界領域に興味をもちはじめたかに関しては、憶測以外のものをもたない。しかし、経済学者が法現象に興味をもちはじめた背景には、経済学自体の発展傾向と関連したいくつかの事情があり、それを指摘しておくことが以下の議論の理解を助けると思われるので、本論に入る前にそれらの事情について簡単にのべておくことにする。

一般に、いわゆる近代経済学は、制度を与件としてその下での資源配分、こ

8) Guido Calabresi, *The Costs of Accidents—A Legal and Economic Analysis*, Yale University Press, 1970.

9) Ronald Coase, "The Problem of Social Cost," *The Journal of Law and Economics*, Vol. 3, October 1960.

10) R. A. Posner, *Economic Analysis of Law*, Little, Brown & Co., 1972.

11) コーネル大学やイェール大学等のロー・スクールでは経済学者が専任のスタッフとなって法学徒に法現象の経済的意義を教育するようになっているという。

とにアダム・スミスの“見えざる手”に象徴される、価格機構による資源配分を研究する学問であると考えられてきた¹²⁾。現代経済をとりまく政治的・社会的諸条件、そして経済社会のゲームのルールであるところの法律的諸条件を、“経済外的”諸条件であるとしてこれを与件として分析を進めることは、経済現象の論理を純粋化、単純化して探求することを可能ならしめ、実証科学としての経済学の進歩に大いに寄与したことは否定できない。しかしながら、それは同時に、都市問題、公害問題などのように政治的・社会的・法律的条件と経済現象とが密接に関係し合っている問題に対する経済学の側からの発言を一面的なものとし、またその有効性を限定していることも事実である。

近年盛んになりつつある伝統的経済学批判の運動、いわゆるラディカル・エコノミックスの運動は、このような経済学の政治的・社会的諸条件の軽視を鋭く追及する。近代経済学の論理的構造は制約条件付の最大化問題にほとんどの場合帰着するというのが、伝統的新古典派理論の立場であるが¹³⁾、そこで最大化、合理化の面に注意が集中しすぎて、制約条件そのものの分析がないがしろにされているのではないかという批判である。たとえば、消費者行動の議論では、予算制約下での消費者の合理的選択行動は詳細に分析されるが、予算制約自体がどのようにして社会的に決まってくるのかに関しては注意が向けられていない。なにゆえ、消費者に対して予算その他の制約が生じてくるのか、そしてそれがどのように社会的に機能するかが問われなくてはならない。一般に、各経済主体の行動を制約する諸条件を決定するルールそのものに注目しなければならぬというのが、ラディカル・エコノミストの伝統的経済学批判の眼目のうちの一つである。このような考え方が、直接、法と経済の分析のきっかけとなったとはいえないかもしれないが、制度やルールへの興味を経済学者に一般的に喚起していることは事実である。

12) 「近代経済学では、現代経済をとりまく政治的社会的条件を『与件』と考え、それらを一応与えられたものとして分析を進めるが、それは近代経済学者が与件は不変であるとか、あるいは不変であることが望ましいとかと考えているためではなく、それらの経済外的な諸条件の変化・発展を分析することは、社会学者・政治学者・文化人類学者等々の仕事であって経済学者の仕事ではないと考えているからである」, 今井賢一, 宇沢弘文, 小宮隆太郎, 根岸隆, 村上泰亮『価格理論』I, 岩波書店, 1971年, p. 29.

13) Paul A. Samuelson, *Foundation of Economic Analysis*, Harvard University Press, 1947.

他方、経済現象に関する法律的諸条件、制度的諸条件分析の必要性、そしてその“経済内的”分析の可能性が、ラディカル・エコノミストとは全く別の、そして多くの場合イデオロギー的には全く正反対の経済学者のグループによって説かれてきた。これはシカゴ大学のロー・スクール、ビジネス・スクール、経済学部を中心とする人々、いわば“シカゴ学派”¹⁴⁾の人々による法律的諸制度の価格理論的分析である。この学派の接近方法は、制度の変遷そのものをも、経済内的に、すなわち価格メカニズムの論理から説明しようとするものである。すなわち、市場の成立、貨幣の成立、小作形態の変化、所有権の成立、金融機関の発達等の制度の発達は、人類がよりよい資源配分を求めて価格機構をより有効に働かせる力によって促進され则认为るのである。取引費用や取引のための情報収集の労力は、市場や貨幣の発達によって節約できるが、これら費用節約の便宜が制度発達のための費用自体よりも低いために、市場や貨幣制度が発達してくると説くのである。また、財の排他的な支配と処分の権利を約束する近代的所有権の発達は、財に対する分化した使用权の併存した状態よりも、所有権を認めた状態の方が社会における取引費用を節約し、またその生産可能性を拡大できるからだと主張するのである¹⁵⁾。

ラディカル・エコノミックスの運動と、シカゴ学派による制度や法律の経済学的分析への動きとに加えて、法と経済との境界領域に経済学者の興味をひきつつあるもう一つの背景は、近代経済学、数理経済学における不確実性の経済学の発展である。不確実性下における合理的行動の研究は、フォン・ノイマンとモルゲンシュテルンによる『ゲーム理論と経済行動』¹⁶⁾によってその基礎を確立されたが、近年アローを中心とする数理経済学者によっていっそうの理論

14) 経済学で“シカゴ学派”とは、価格の資源配分機能を重視し、マクロ理論において貨幣の影響を重視する学派の略称であって、それをそのまま法と経済の関連に興味をもつシカゴ大学関係者にあてはめるのは適当でないかもしれないが、価格機能を重視する点で両グループの間には強い類似性があるので、ここでは便宜上この言葉を用いることにする。

15) Harold Demsetz, “The Exchange and Enforcement of Property Rights,” *The Journal of Law and Economics*, Vol. 7, October 1964; ditto, “Towards a Theory of Property Rights,” *American Economic Review*, Vol. 57, May 1967. これらを川島武宜氏による所有権の分析と比較するのは興味あるところである。川島武宜『所有権法の理論』岩波書店, 1949年。

16) John von Neumann and Oscar Morgenstern, *Theory of Games and Economic Behavior*, 2nd ed., Princeton University Press, 1947.